

東川小学校「いじめ防止基本方針」

(令和7年度改定)

はじめに

「いじめは、いじめを受けた子の教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残すものである。」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない、いじめを決して許さない学校を作るために「東川町立東川小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童同士、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。
- いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題を解決していきます。
- いじめの未然防止や問題の解決に向けて、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 方針見直しの際には、アンケートや協議の場を設けるなど、児童等の意見も取り入れていきます。

1 「いじめ」とは

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。また、加害児への成長支援の観点も考慮して対応します。

2 「いじめ」を未然に防止するために

＝児童に対して(全児童対象)＝

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行います。また、マナーやルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- ・ わかる授業、楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の学力定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の学習やさまざまな指導場面を通して育みます。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導します。
- ・ 「いじめ」の場面に対して、見て見ないふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることで、「いじめ」を見たら教師や友達などに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。また、知らせたことによって、児童が不利益な立場にならないように配慮します。
- ・ 「いじめ」と感じたことを教師や友達などに知らせることの大切さを伝えます。
- ・ 「いじめ」を自分のこととして捉え、考え、議論することで、「いじめ」に正面から向き

合えるよう指導を工夫します。

- ・ 全児童を対象に指導しますが、以下の児童を含め、配慮が必要な児童については特に慎重に対応していきます。
①発達障がいを含む障がいのある児童 ②帰国子女等 ③性同一性障害等
④東日本大震災により被災した児童等)

＝学校全体として＝

- ・ 全教育活動を通して「いじめは絶対許されない」という土壌をつくります。
- ・ 「いじめ」に関するアンケート調査などを定期的に実施し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有します。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を計画的に行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深めます。
- ・ 校内での「いじめ防止等対策委員会」を中心に、「いじめ」の未然防止に向けての学級づくりや各学級での取組等の研修の機会を設け、組織的に推進し未然防止に努めます。
- ・ 全校朝会等の講話を活用し、「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気付いた時にはすぐ知らせることの大切さを児童に知らせます。
- ・ 「いじめ」防止に向けた児童会の取組を奨励していきます。

＝教職員として＝ (チェックリストの活用)

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ・ 児童が自己実現を図ることができるよう、子どもが生き生きと主体的に進める授業を行うよう日々の実践に努めます。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育を推進するとともに、さまざまな指導場面においてもその充実を図ります。
- ・ 「いじめは決して許さない」という教員の強い姿勢をさまざまな活動場面を通して児童に示していきます。
- ・ 児童一人一人の実態や様子に常に気を配り、小さな変化にも気付く敏感な感覚をもつように努めます。
- ・ 児童や保護者からの「いじめ」や心配ごとなどに関する話に対して、親身になって聞く姿勢をもちます。
- ・ 未然の防止に向けた教育相談の在り方、「いじめ」の構造や問題への対処等、「いじめ問題」についての理解を深めます。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告、学年や同僚への協力求め、組織で解決していこうとする意識を高めます。
- ・ 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払います。

＝保護者・地域に対して＝

- ・ 児童が発する変化のサインに気付いたら、すぐに学校に相談するように周知します。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校や家庭・地域、関係機関等との連携の重要性についての情報を常に発信し、理解と協力を求めています。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について（「早期発見・事案対処マニュアル」として）

＝早期発見に向けて・・・「変化に気づく」＝

- ・ 児童一人一人の様子を、担任はじめ学校全体で見守り、気付いたことを共有する場を設定します。
- ・ 変化が見られる、感じられる児童には、教師が積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせ

られるよう努めます。

- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等での悩み事の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢をもち、児童との信頼関係を深めます。
- ・「けんか」「ふざけあい」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、「いじめ」に当たるか否かの判断をしていきます。

＝相談ができる・・・「誰にでも」＝

- ・「いじめ」に限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていきます。
- ・いじめられているという児童や保護者の訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝えます。
- ・いじめられている児童が自己肯定感や有用感が感じられるような学級・集団づくりを行います。
- ・「いじめ」に関する相談を受けた教員は、すぐに生徒指導係に報告します。担当係と管理職は、早期に「いじめ防止等対策委員会」を開催し、情報の共有と早期解決に向けての組織的な取組を進めていきます。

＝早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」＝

- ・教員が気付いたり、児童や保護者から相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握します。その際、二者の関係ばかりではなく、観衆の存在、傍観者の存在等、構造的に問題を捉えていきます。
- ・事実関係の把握は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、組織的な体制で行っていきます。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせます。
- ・いじていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる指導を行います。また、いじめてしまう児童に対しても気持ちをよく聞き、その児童の心の在り方やストレスを抱える背景を探り、改善を促すよう努めることで、児童の心の安定を図る指導を行います。
- ・事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていきます。

4 「いじめ」の解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断していきます。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 「いじめ」の重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により、次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

6 校内体制について

- ・ 校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置付けます。構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導部、養護教諭、特別支援コーディネーター、該当学年担任等とします。（場合により、TT教諭やS・C、S・S・Wなど関係機関の方にも入っていただく＝「複数の目」「外部の目」）
- ・ 「いじめ防止等対策委員会」の役割として、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決等、いじめ問題の防止や対応に向けた取組を推進します。
- ・ 「いじめ」に関する情報や早期解決に向けた取組については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の全教職員が共有するようにします。

7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の東川町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、東川町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に取り組みます。
- ・ 東川町全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等においても、いじめ問題を含め健全育成について共通理解を図り、緊密に連携します。
- ・ 必要に応じ、旭川東警察署、児童相談所、町保健福祉課、旭川市子ども総合相談センター等と連携を図っていきます。

8 いじめ発見のためのチェックリスト

次ページ掲載

＝ いじめ早期発見のためのチェックリスト ＝

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 物が隠されたりなくなったりする
<input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
<input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある
<input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
<input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
<input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある
<input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。 | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとはできない
<input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る
<input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
<input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け止められない雰囲気が見られる |
|--|---|

いじめられている可能性のある子

- | | | |
|----------|--|---|
| 日常の行動・表情 | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる
<input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない
<input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える
<input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる
<input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
<input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
<input type="checkbox"/> 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。 | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている
<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| 授業中 | <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる
<input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
<input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い
<input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入る
<input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| 給食・その他 | <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする
<input type="checkbox"/> 個人を中傷する落書きがある
<input type="checkbox"/> 掃除当番でいつも同じものをしている
<input type="checkbox"/> 持ち物が隠されたり、壊されたりする
<input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない
<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどをする | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から少し離れている
<input type="checkbox"/> 成績が突然下がる
<input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除している
<input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |

いじめている可能性のある子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている
<input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる
<input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える
<input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す
<input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている
<input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
<input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
|--|---|

東川小学校 いじめ防止プログラム

		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1・2月	3月
教職員	東川小 いじめ防止基本方針	・職会で確認 ・保護者への周知		・学年強化月間 ・学年重点設定	前期 学校評価 実施	学校 評価 分析	・職会で確認	・学年強化月間 ・学年重点設定 ・事例研	後期 学校評価 実施	学校 評価 分析	
	研修会・協議会等		・事例研					・事例研			
	教育相談		・強化月間				・強化月間				
	ネットパトロール										
	道徳授業					全校参観日					
	道教委調査			調査・報告(取組①) 調査・報告(把握①)	調査・報告(対応①)		調査・報告(対応②)	調査・報告(把握②)	調査・報告(取組②) 調査・報告(対応③)		
児童	道教委アンケート			・いじめアンケート			・いじめアンケート				
	校内アンケート等		・教育相談アンケート			・Q-U実施					
	いじめ防止を基本とした学習・生活の基盤づくり ・学習規律 ・学習の流れ ・基本的な生活習慣	・いじめ未然防止の取組					・いじめ未然防止の取組				
	いじめ相談窓口の周知 ・子ども相談支援センター(行政) ・少年相談110番(警察) ・いじめ相談ダイヤル	相談窓口の周知				情報モラル教室(6年)		相談窓口の周知	情報モラル教室(5年)		
家庭・地域	東川小 いじめ防止基本方針	・保護者へ周知、説明			前期 児童・保護者アンケート実施・分析				後期 児童・保護者アンケート実施・分析		
	情報収集・対応		・学校運営協議会①で周知・説明				・学校運営協議会②で説明			・学校運営協議会③で説明	

— いじめ防止プログラム —